

「衣料用ハンガー」意匠権侵害差止等請求事件：東京地裁平20(ワ)1089・平成20年10月30日(民47部)判決 棄却〔特許ニュース 12394〕

### 【キーワード】

意匠の類似範囲，意匠の類否判断，公知・周知意匠，利用者の注意，意匠の要部と対比，意匠全体の美感

### 【事 実】

本件は，原告T社が被告に対し，被告S社の販売等に係る製品（衣料用ハンガー）が原告の有する意匠権を侵害しているとして，意匠法37条1項，2項に基づき上記製品の輸入，製造，譲渡，展示の差止め及び廃棄を求めるとともに，民法709条に基づく損害賠償金292万円及びこれに対する不法行為の後である平成20年1月25日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### 1 前提となる事実

##### （1）当事者

原告は，アパレルディスプレイ用ハンガーの企画，製造，販売を業とする株式会社である。

被告は，業務用ハンガー，家庭用ハンガー及び各種家庭用品の企画，製造，販売を業とする株式会社である。

##### （2）原告の意匠権

原告は，次の意匠権（以下「本件意匠権」といい，その登録意匠を「本件意匠」という。）を有しており，その意匠公報に掲載された図面は，別紙意匠図面のとおりである。

意 匠 登 録 第1050083号  
 出 願 番 号 意願平10-29973号  
 出 願 日 平成10年10月16日  
 登 録 日 平成11年6月18日  
 意匠に係る物品 衣料用ハンガー

なお，本件意匠には，次の類似意匠（平成10年法律第51号による改正前の昭和34年法律第125号意匠法10条，22条参照）が登録されており，その意匠公報に掲載された図面は，別紙類似意匠図面のとおりである。

類 似 意 匠 登 録 第1号  
 出 願 番 号 意願平10-29974号  
 出 願 日 平成10年10月16日  
 登 録 日 平成11年6月18日

意匠に係る物品 衣料用ハンガー

(3) 被告の行為

被告は、業として、別紙被告製品1ないし3目録記載の製品（衣料用ハンガー、以下、これらの製品を総称して「被告製品」といい、被告製品に係る意匠を「被告意匠」という。）を輸入又は製造の上、販売し、販売のためにカタログ及びウェブページ上で表示していた。

2 争点

(1) 本件意匠と被告意匠との類否

ア 構成態様

イ 対比

(2) 原告の被った損害の額

【判断】

1 争点(1)〔本件意匠と被告意匠との類否〕について

(1) 構成態様

前記第2の1前提となる事実には、証拠（甲1の1・2、甲2、3、6の2の1・2、乙5の6～8）及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア 本件意匠

(ア) 基本的構成態様

吊部とハンガー本体とからなる。

a 吊部は、フック部、吊下軸部、軸支持部を備える。

(a) 吊下軸部は、短い直線状である。

(b) 軸支持部は、吊下軸部をハンガー本体に連結する。

b ハンガー本体は、首部、肩支持部、先端部を備え、平面側及び底面側において1本のワイヤー状の線をループ状にした形状である。

(a) 首部は、中央に位置して上部に突出する形状であり、その正面側に半円状の薄板がワイヤー状の線の上辺に懸装される。

(b) 肩支持部は、首部の両側に連なって斜め下方向に直線状に延在する形状である（正面側及び背面側）。

(c) 先端部は、肩支持部の先端に連なって肩支持部を下方に折り曲げたように延在する短い直線状の形状である（正面側及び背面側）。

(イ) 具体的構成態様

a 吊部

(a) フック部は、正面側において円周の左下部（背面側において右下部）が中心角約90度にわたって開放された円弧状をなす。

- (b) 吊下軸部は、フック部の最下端に連なり、軸支持部を挿通する。
- (c) 軸支持部は、円筒状であり、その円筒の内部で吊下軸部を支持し、その円筒の外部下端でハンガー本体のワイヤー状の線に前後から挟まれて結合する。

b ハンガー本体

- (a) 首部は、台形状であり、これを形成する上辺と左右各辺との寸法比がおおむね1.6:1であって、上辺と左右各辺との交点における左右各辺の角度は、鉛直方向からみて約20度である(正面側及び背面側)。
- (b) 首部の正面側の上辺のワイヤー状の線に懸装された半円状の薄板は、その直径が首部の上辺と同一寸法かつ平行であって、円弧が下方を向いている。
- (c) 肩支持部は、鉛直方向からみて約70度の角度をなす(正面側及び背面側)。
- (d) 先端部は、鉛直方向からみて約20度の角度をなす(正面側及び背面側)。
- (e) ハンガー本体は、平面側及び底面側において、扁平なループ状であって、そのワイヤー状の線の間隔は、首部で軸支持部の断面直径と同じであるものの、肩支持部で緩やかに広がって先端部の最先端で丸まっている。

イ 被告意匠

(ア) 基本的構成態様

吊部とハンガー本体とからなる。

- a 吊部は、フック部1、吊下軸部2、軸支持部3を備える。
  - (a) 吊下軸部2は、短い直線状である。
  - (b) 軸支持部3は、吊下軸部2をハンガー本体に連結する。
- b ハンガー本体は、首部5、肩支持部6、先端部7を備え、平面側及び底面側において1本のワイヤーをループ状にした形状である。
  - (a) 首部5は、中央に位置して上部に突出する形状である(その正面側に、半円状の薄板は取り付けられていない)。
  - (b) 肩支持部6は、首部5の両側に連なって斜め下方向に直線状に延在する形状である(正面側及び背面側)。
  - (c) 先端部7は、肩支持部6の先端に連なって肩支持部6を下方に折り曲げたように延在する短い直線状の形状である(正面側及び背面側)。

(イ) 具体的構成態様

a 吊部

- ( a ) フック部 1 は、正面側において円周の左下部（背面側において右下部）が中心角約 90 度にわたって開放された円弧状をなす。
  - ( b ) 吊下軸部 2 は、フック部 1 の最下端に連なり、軸支持部 3 を挿通する。
  - ( c ) 軸支持部 3 は、円筒状であり、その円筒の内部で吊下軸部 2 を支持し、その円筒の外部下端でハンガー本体のワイヤーに前後から挟まれて結合する。
- b ハンガー本体
- ( a ) 首部 5 は、台形状であり、これを形成する上辺と左右各辺との寸法比がおおむね 2 : 1 であって、上辺と左右各辺との交点における左右各辺の角度は、鉛直方向からみて約 30 度である（正面側及び背面側）。
  - ( b ) 肩支持部 6 は、鉛直方向からみて約 70 度の角度をなす（正面側及び背面側）。
  - ( c ) 先端部 7 は、鉛直方向からみて約 50 度の角度をなす（正面側及び背面側）。
  - ( d ) ハンガー本体は、平面側及び底面側において、扁平なループ状であって、そのワイヤーの間隔は、首部 5 で軸支持部 3 の断面直径と同じであるものの、肩支持部 6 で緩やかに広がって先端部 7 の最先端で丸まっている。

## ( 2 ) 対比

### ア 意匠の類似範囲

意匠の類否の判断は、当該意匠に係る物品の看者となる取引者、需要者において、視覚を通じて最も注意を惹かれる部分である要部を対象となる意匠から抽出した上で、登録意匠と被告意匠とを対比して、要部における共通点及び差異点をそれぞれ検討し、全体として、美感を共通にするか否かを基本として行うべきものである。そして、上記の判断に当たっては、当該意匠の出願時点における公知又は周知の意匠等を参酌するなどして、これを検討するのが相当である。

### イ 公知意匠等

本件意匠の出願時点で公知であった衣料用ハンガーの意匠として、証拠（乙 1 ~ 3）によれば、意匠登録第 8 7 8 6 8 3 号の乙 1 意匠、意匠登録第 1 0 0 3 9 2 7 号の乙 2 意匠、意匠登録第 8 0 9 6 6 6 号の乙 3 意匠の存在を認めることができる。

このうち、乙 1 意匠は、吊部について、フック部が正面側において円周の左下部が中心角約 90 度にわたって開放された円弧状をなし、フック部の最下端

に連なる吊下軸部が直接ハンガー本体を構成するワイヤー状の線に前後から挟み込まれて取り付けられ、ハンガー本体について、平面側及び底面側において、1本のワイヤー状の線がループ状になり、その間隔が先端に向かって広がっていき、最先端で丸まっている形状であり、正面側及び背面側において、首部は、中央部に位置して上部に山状に突出する形状であり、肩支持部は、首部から裾野状になだらかに連なる曲線と直線で形成され、先端部は、肩支持部からなだらかに下方に屈曲して最先端で丸まった形状である（乙1）。

また、乙2意匠は、吊部について、フック部の形状が乙1意匠とほぼ同一であり、フック部の最下端に連なる吊下軸部がハンガー本体を構成するワイヤー状の線に挟み込まれた矩形板を貫通して取り付けられ、ハンガー本体について、平面側及び底面側において、1本のワイヤー状の線がループ状になり、その間隔が先端に向かって広がっていき、最先端で丸まっている形状であって、肩支持部の一部と先端部がチューブ状の外皮に被覆されており、正面側及び背面側において、首部は、中央部に位置して上部に山状に突出する形状であって、その正面側にワイヤー状の線の山形に沿った半月形状の薄板が懸装され、肩支持部は、首部の端から直線で形成され、先端部は、肩支持部の端からわずかに下方を向いて最先端で丸まった形状である（乙2）。

さらに、乙3意匠は、吊部について、フック部の形状が乙1及び乙2意匠とほぼ同一であり、フック部の最下端に連なる吊下軸部が直接ハンガー本体の天板を貫通して取り付けられ、ハンガー本体について、平面側及び底面側において、ループ状の形状で肩支持部の先端部に近い位置に縦棧を渡した形状であり、正面側及び背面側において、首部は中央部に位置して上部に台形状に突出した形状であり、肩支持部は、首部から湾曲して連なる直線で形成されて、縦棧から下方に向けて鉤状部が形成され、先端部は、ごく短く斜め下方に折れ曲がって最先端で丸まった形状である（乙3）。

なお、一般に、登録意匠の後願意匠については、特許庁の審査官の判断を介して、その類似範囲の外延を探索する資料でしかないというべきであるものの、証拠（乙4）によれば、本件意匠の後願意匠にあたる衣料用ハンガーの意匠として、意匠登録第1292553号の乙4意匠の存在を認めることができる。

乙4意匠は、ハンガー本体について、平面側及び底面側において、1本のワイヤー状の線がループ状になり、その間隔が先端に向かって広がっていき、最先端で丸まっている形状であって、首部の両端に縦棧が渡されており、正面側及び背面側において、首部は、中央部に位置して上部に山状に突出する形状であって、首部の両端の縦棧を連結する横棧が1本渡され、肩支持部は、首部の端から直線で形成され、先端部は、肩支持部の端からほぼ下方を向いて最先端で丸まった形状であり、また、吊部について、フック部の形状が乙1ないし3

意匠とほぼ同一であり、フック部の最下端に連なる吊下軸部が円筒状の軸支持部に支持されて、軸支持部がハンガー本体に結合している（乙４）。

#### ウ 本件意匠の要部

本件意匠は、その意匠に係る物品が衣料用ハンガーであり、通常の使用時において、衣服を吊り下げるときには、必然的にハンガーと向き合ってその正面側ないし背面側を見ることになることからすれば、正面側ないし背面側から見た外観の全体が看者である利用者の注意を惹くものであるというべきである。

原告は、本件意匠の平面側において１本のワイヤーがループ状になり、略直線状の肩支持部の先端に連なり、ワイヤー間隔が先端に向かって広がっていき、最先端で丸まっているとのハンガー本体のワイヤーの形状についても、注意が惹かれるものであると主張する。

しかしながら、ハンガーの利用者が通常の使用時において、ハンガーの平面側の形状に着目するとは認め難いこと、原告の主張する上記平面側におけるハンガー本体のループ状の形状は、いずれも乙１及び乙２意匠に表れていることから、本件意匠の平面側の形状が利用者の注意を惹くものと認めることはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

また、原告は、首部に懸装された半円状の薄板を要部でないと主張し、仮に、これが要部であるとすれば、衣料用ハンガーの製品にこのような薄板を付加して侵害を回避できることになって不当であるなどと主張する。

しかしながら、衣料用ハンガーにおいて、上記のとおり、正面側ないし背面側から見た外観の全体に注意が惹かれるのであり、登録意匠において、首部に薄板の外観を伴っている以上、実際にその薄板がブランド名の表示の機能を果たすとしても、薄板を含む正面側ないし背面側から見た外観全体の美感を問題とすべきであることに変わりはない。そもそも、原告の主張する意匠権の侵害回避のために薄板を付加するような事態というのは、当該登録意匠が、本件意匠と異なり、薄板のない構成態様である場合のことである上、このような場合に対象製品が付加工作により意匠権侵害を免れることになるか否かは、対象製品の薄板の形状を含む外観次第というべきであるから、原告の上記主張は、本件事案の反論として失当である。

以上によれば、本件意匠の要部については、正面側ないし背面側から見た吊部及びハンガー本体の形状であって、吊部については、フック部が正面側において円周の左下部が中心角約90度にわたって開放された円弧状をなし、吊下軸部がフック部の最下端に連なり、軸支持部を挿通し、軸支持部が円筒状でその円筒の内部で吊下軸部を支持し、その円筒の外部下端でハンガー本体のワイヤー状の線に前後から挟まれて結合しており、ハンガー本体については、ワイヤー状の線からなる首部が上部に台形状に突出しており、首部に半円状の薄板

が懸装され、首部の端から肩支持部に直線状に連なり、肩支持部に連なって先端部が下方に折り曲げたように延在する短い直線状である点であるものと認められる。

## エ 共通点及び差異点

本件意匠と被告意匠とを対比した本件意匠の要部を含む全体の共通点については、次のとおりである。

### (ア) 基本的構成態様

吊部とハンガー本体とからなる。

a 吊部は、フック部(1)、吊下軸部(2)、軸支持部(3)を備えてる。

(a) 吊下軸部(2)は、短い直線状である。

(b) 軸支持部(3)は、吊下軸部(2)をハンガー本体に連結する。

b ハンガー本体は、首部(5)、肩支持部(6)、先端部(7)を備え、平面側及び底面側において1本のワイヤー状の線をループ状にした形状である。

(a) 首部(5)は、中央に位置して上部に突出する形状である。

(b) 肩支持部(6)は、首部(5)の両側に連なって斜め下方向に直線状に延在する形状である(正面側及び背面側)。

(c) 先端部(7)は、肩支持部(6)の先端に連なって肩支持部(6)を下方に折り曲げたように延在する短い直線状である(正面側及び背面側)。

### (イ) 具体的構成態様

a 吊部

(a) フック部(1)は、正面側において円周の左下部(背面側において右下部)が中心角約90度にわたって開放された円弧状をなす。

(b) 吊下軸部(2)は、フック部の最下端に連なり、軸支持部を挿通する。

(c) 軸支持部(3)は、円筒状であり、その円筒の内部で吊下軸部(2)を支持し、その円筒の外部下端でハンガー本体のワイヤー状の線に前後から挟まれて結合する。

b ハンガー本体

(a) 首部(5)は、台形状である(正面側及び背面側)。

(b) 肩支持部(6)は、鉛直方向からみて約70度の角度をなす(正面側及び背面側)。

(c) ハンガー本体は、平面側及び底面側において、扁平なループ状であって、そのワイヤー状の線の間隔は、首部(5)で軸支持部(3)の断面直径と同じであるものの、肩支持部(6)で緩やかに広がって先

端部（ 7 ）の最先端で丸まる。

他方，本件意匠と被告意匠とを対比した本件意匠の要部を含む全体の差異点については，次のとおりである。

（ア）基本的構成態様

本件意匠では，ハンガー本体の首部の正面側に半円状の薄板がワイヤー状の線の上辺に懸装されるのに対し，被告意匠では，そのような薄板は取り付けられていない。

（イ）具体的構成態様

- a 本件意匠では，ハンガー本体の首部の台形を形成する上辺と左右各辺との寸法比がおおむね  $1.6 : 1$  であって，上辺と左右各辺との交点における左右各辺の角度が鉛直方向からみて約  $20$  度である（正面側及び背面側）のに対し，被告意匠では，ハンガー本体の首部 5 の台形を形成する上辺と左右各辺との寸法比がおおむね  $2 : 1$  であって，上辺と左右各辺との交点における左右各辺の角度が鉛直方向からみて約  $30$  度である（正面側及び背面側）。
- b 本件意匠では，首部の正面側の上辺のワイヤー状の線に懸装された半円状の薄板について，その直径が首部的上辺と同一寸法かつ平行であって，円弧が下方を向いているのに対し，被告意匠では，そのような薄板は取り付けられていない。
- c 本件意匠では，先端部が鉛直方向からみて約  $20$  度の角度をなす（正面側及び背面側）のに対し，被告意匠では，先端部 7 が鉛直方向からみて約  $50$  度の角度をなす（正面側及び背面側）。

オ まとめ

上記エの本件意匠と被告意匠との差異点のうち，本件意匠では，首部の正面側の上辺のワイヤー状の線に半円状の薄板が取り付けられているのに対し，被告意匠において，首部 5 の正面側に本件意匠のような薄板が取り付けられていないという点において，被告意匠は，看者に対して本件意匠と異なる美感を与えるものというべきである。

そして，上記エの本件意匠と被告意匠との共通点のうち，吊部において，フック部及び吊下軸部を備え，ハンガー本体において，首部，肩支持部，先端部を備え，首部が中央に位置して上部に突出し，肩支持部が首部の両側に連なって斜め下方向に直線状に延在し，先端部が肩支持部に連なって肩支持部を下方に折り曲げたように延在する直線状であるとの基本的構成態様は，乙 1 ないし 4 意匠にも共通してみられる形状であること，首部が上部に台形状に突出しているとの形状は，乙 3 意匠にもみられる形状であること，吊部における円筒状の軸支持部は，ハンガー本体の全体の大きさと対比して，特に際立つ存在では



なく、また、その形状が乙4意匠にもみられるものであることに照らすと、上記の共通点は、上記の首部の薄板が欠如するとの差異点を凌駕するほどの影響を看者に及ぼすものとみることはできない。その余の共通点についても、上記の差異点を凌駕するに足るものということとはできない。

以上のとおりであるから、本件意匠と被告意匠とは、相互の共通点の存在にかかわらず、全体として、看者に対して異なる美感を与えるものであると認められる。

## 2 結論

したがって、原告の請求は、その余につき判断するまでもなく、いずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. この判決において、まず注目されることは、意匠の類否判断の要件として、次の説示をしていることである。

当該意匠に係る物品の看者となる取引者、需要者（主体）。

前記看者の視覚を通じてもっとも注意を惹かれる部分（要部）。

この要部を対象意匠から抽出して、登録意匠と被告意匠とを対比。

要部の共通点、差異点の検討。

全体として、美感を共通するか否かで行う。

当該意匠の出願時点における公知又は周知意匠を参酌する。

このような説示をきれいに行っている侵害裁判所の判決は、最近では意外と珍しい。しかし、これこそ意匠の類否判断法としては、意匠の本質を理解している正しい考え方であるといえるのである。

この考え方には、意匠の類似とは物品の混同をいうとの意味合いは出て来ないし、出願時点を基準とした公知・周知意匠の参酌の必要を強調していることは、「意匠は創作である」との基本的考え方にブレがないことを意味する。

したがって、侵害裁判所においても、審決取消請求訴訟裁判所においても、意匠の本質は創作にあるとの哲学を、本件判決が示しているように忘れることなく堅持していただきたいと思うものである。

以上は、意匠の類否判断における「客体」についての問題であるところ、その「主体」についての考え方には抵抗を感じる。

それは、取引者と需要者とを同じレベルの主体としていることである。また、主体を創作者ないし当業者のレベルに、なぜおかないのだろうかという疑問である。それには、新意匠法24条2項が邪魔しているのかも知れない。

しかし、意匠の登録要件の類否判断をする意匠法3条1項には、正に「工業

上利用することができる意匠の創作をした者」を、主体として規定しているのだから、文理上裁判所はこの規定を無視してはならないはずである<sup>(1)</sup>。

2．さて、本件にあっては、本件意匠の出願時には、すでに乙1～乙4の公知意匠が存在していたから、これらとの対比から本件意匠の要部は結局、次の点にあると認定された。

「本件意匠の要部については、正面側ないし背面側から見た吊部及びハンガー本体の形状であって、吊部については、フック部が正面側において円周の左下部が中心角約90度にわたって開放された円弧状をなし、吊下軸部がフック部の最下端に連なり、軸支持部を挿通し、軸支持部が円筒状でその円筒の内部で吊下軸部を支持し、その円筒の外部下端でハンガー本体のワイヤー状の線に前後から挟まれて結合しており、ハンガー本体については、ワイヤー状の線からなる首部が上部に台形状に突出しており、首部に半円状の薄板が懸装され、首部の端から肩支持部に直線状に連なり、肩支持部に連なって先端部が下方に折り曲げたように延在する短い直線状である点であるものと認められる。」

3．そこで、本件意匠のこれらの要部を、被告意匠1, 2, 3が具備するか否かを、共通点と差異点とに分けて分析した結果、次のように判断したのである。

「上記エの本件意匠と被告意匠との差異点のうち、本件意匠では、首部の正面側の上辺のワイヤー状の線に半円状の薄板が取り付けられているのに対し、被告意匠において、首部5の正面側に本件意匠のような薄板が取り付けられていないという点において、被告意匠は、看者に対して本件意匠と異なる美感を与えるものというべきである。

そして、上記エの本件意匠と被告意匠との共通点のうち、吊部において、フック部及び吊下軸部を備え、ハンガー本体において、首部、肩支持部、先端部を備え、首部が中央に位置して上部に突出し、肩支持部が首部の両側に連なって斜め下方向に直線状に延在し、先端部が肩支持部に連なって肩支持部を下方に折り曲げたように延在する直線状であるとの基本的構成態様は、乙1ないし4意匠にも共通してみられる形状であること、首部が上部に台形状に突出しているとの形状は、乙3意匠にもみられる形状であること、吊部における円筒状の軸支持部は、ハンガー本体の全体の大きさと対比して、特に際立つ存在ではなく、また、その形状が乙4意匠にもみられるものであることに照らすと、上記の共通点は、上記の首部の薄板が欠如するとの差異点を凌駕するほどの影響を看者に及ぼすものとみることはできない。その余の共通点についても、上記の差異点を凌駕するに足るものということとはできない。」

ここに前記エとは、判断(2)対比のエ.のことである。

4. 以上の裁判所の認定，説示からわかるように、判決は、本件意匠の創作上の要部である首部の正面側の上辺のワイヤー状の線に半円状の薄板が取り付けられている構成態様は、被告意匠には存在しないことを理由に、両意匠が看者に与える美感は異なると認定した結果、意匠は類似しないと判断した。そして、この判断は、公知意匠との対比によって、まず本件意匠の創作体を把握した後に行っているものだから、十分納得することができる。

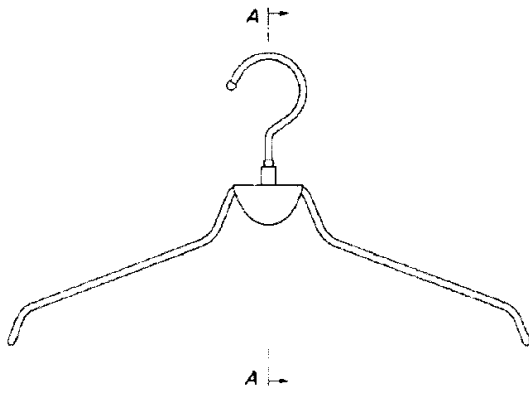
なお、一つ付言するならば、本件意匠（類似意匠も含む）と公知意匠とを対比すると、単に本件意匠の創作体（要部）を把握してその類似範囲を認定する前に、原告にとっては、もっと深刻な問題が出ていることを禁じ得ない。それは、意匠法41条準用の特許法104条の3に関する問題である。しかし、被告はこの点については、なぜか抗弁として主張していない。

(1) 牛木理一：「改正意匠法24条2項への疑問」パテント2006年10月号35頁、同：「意匠法3条2項が規定すること - 3条1項との関係」特許ニュース2007年2月15日号

〔牛木 理一〕

【本件意匠の図面】

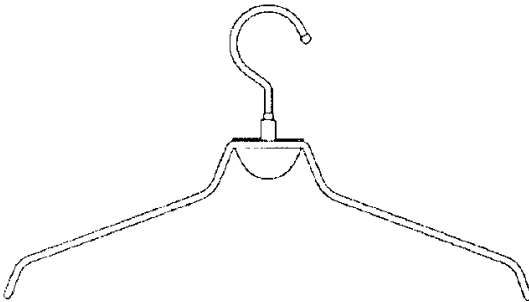
正面図



左側面図



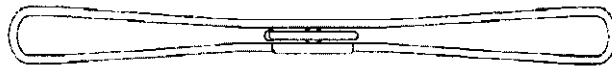
背面図



右側面図



平面図



底面図

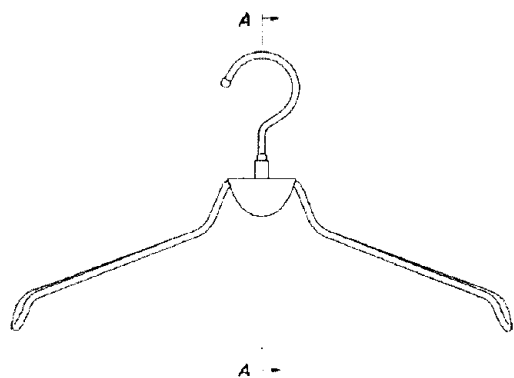


A - A線断面図



【本件類似意匠の図面】

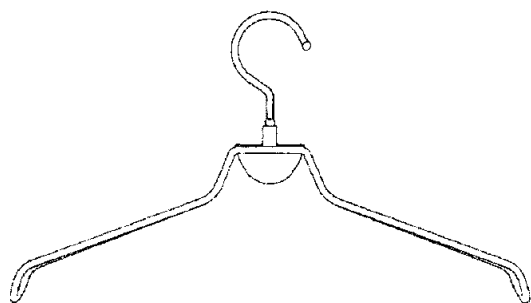
正面図



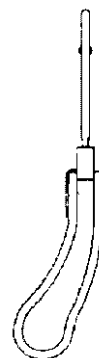
左側面図



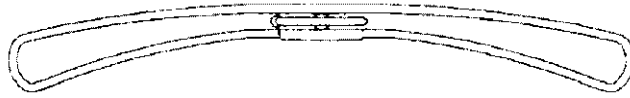
背面図



右側面図



平面図



底面図

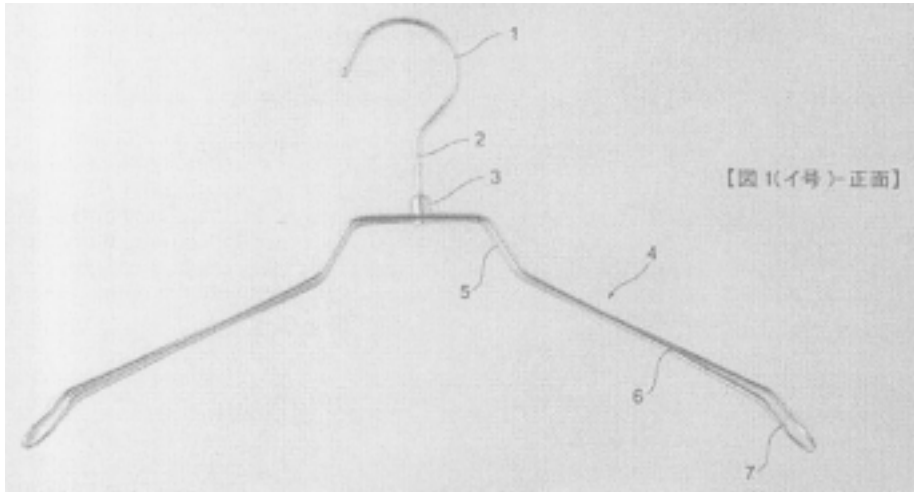


A - A線断面図

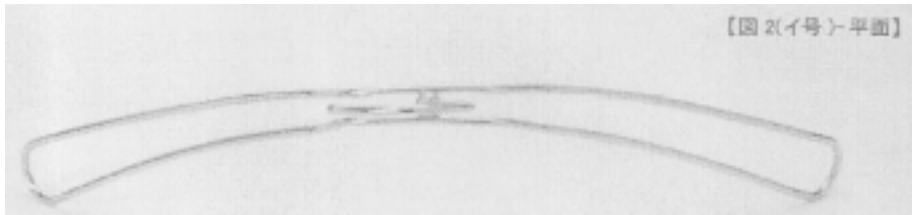


【被告製品 1 目録】

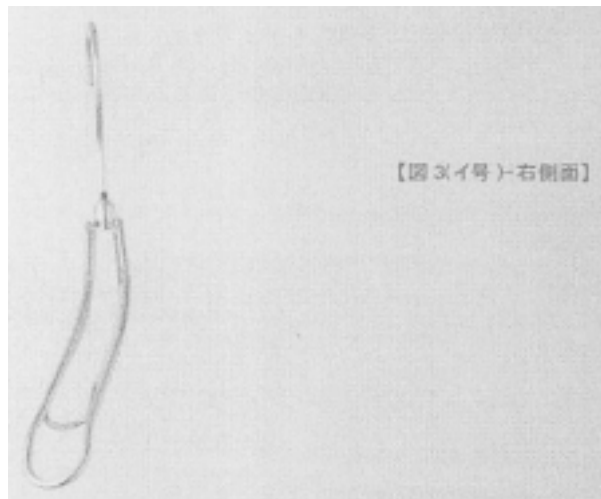
【図 1】



【図 2】

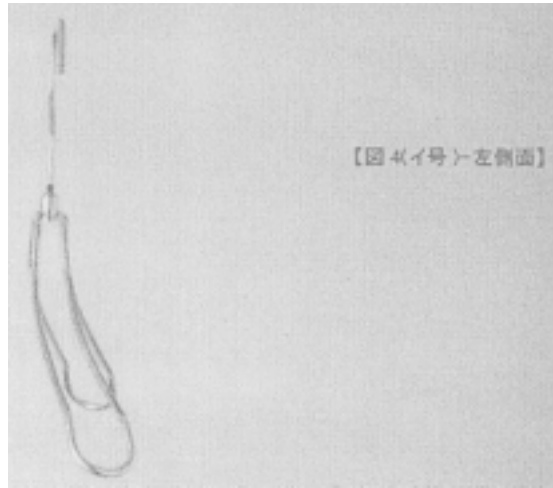


【図 3】

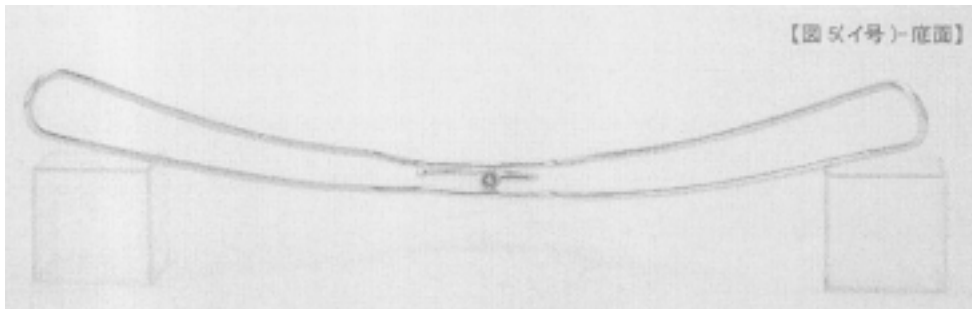




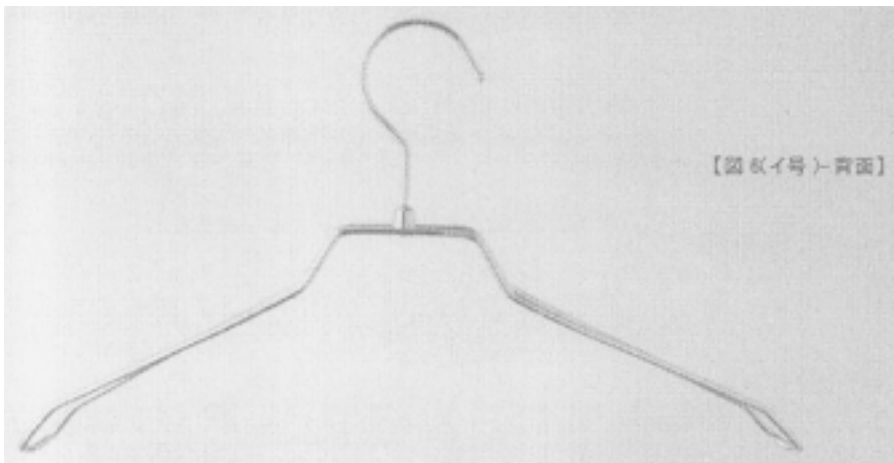
【図4】



【図5】

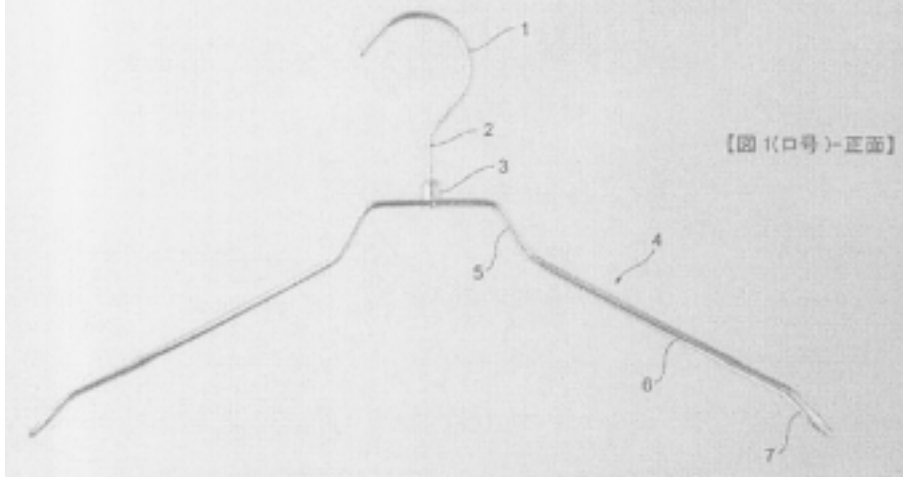


【図6】

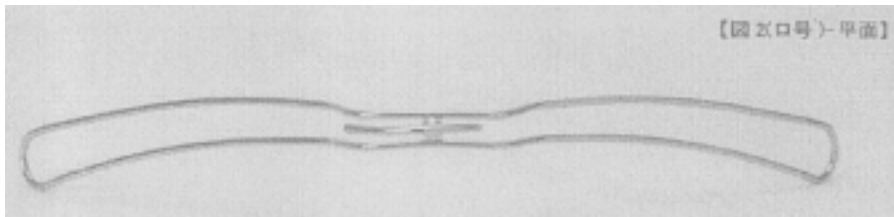


【被告製品 2 目録】

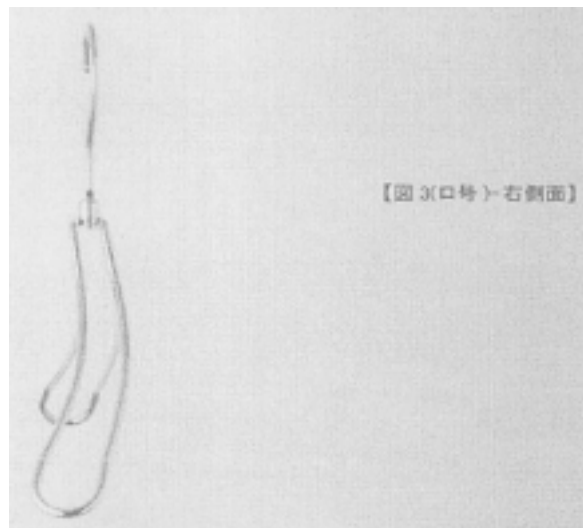
【図 1】



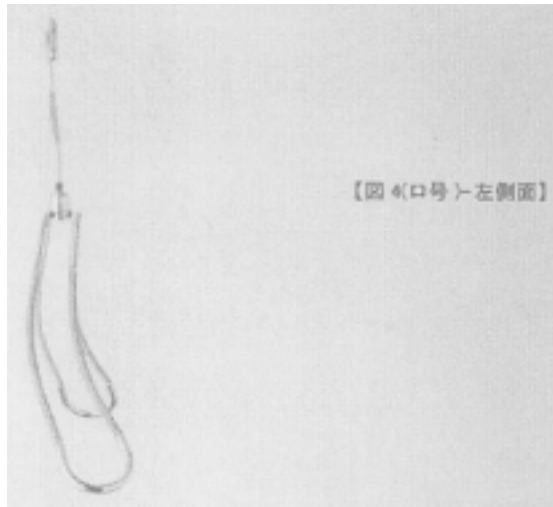
【図 2】



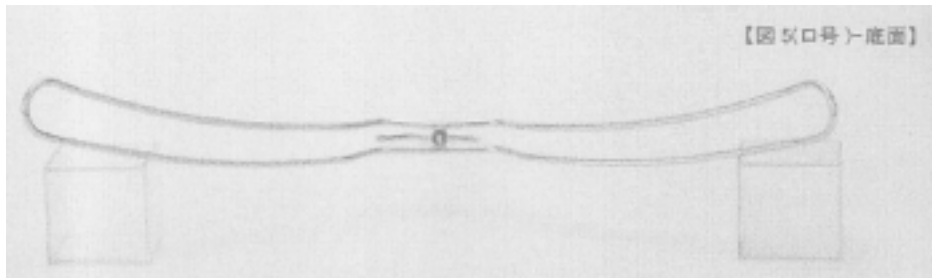
【図 3】



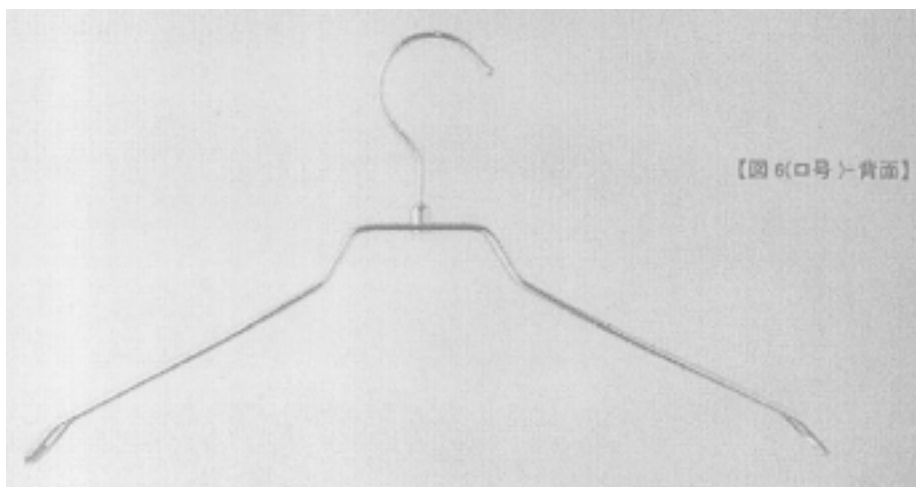
【图4】



【图5】

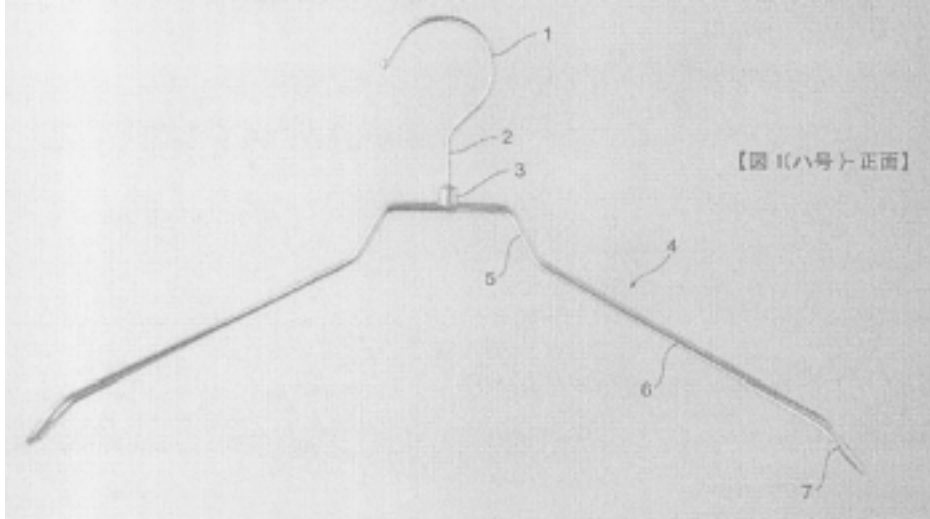


【图6】

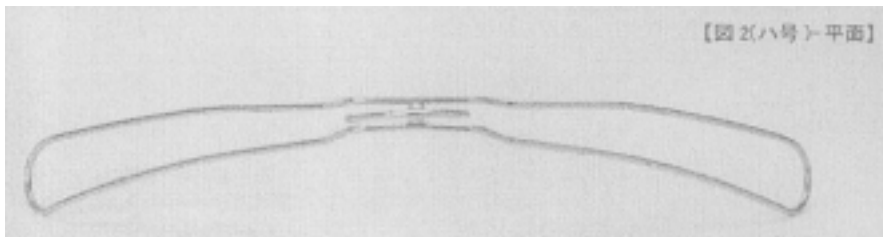


【被告製品 3 目録】

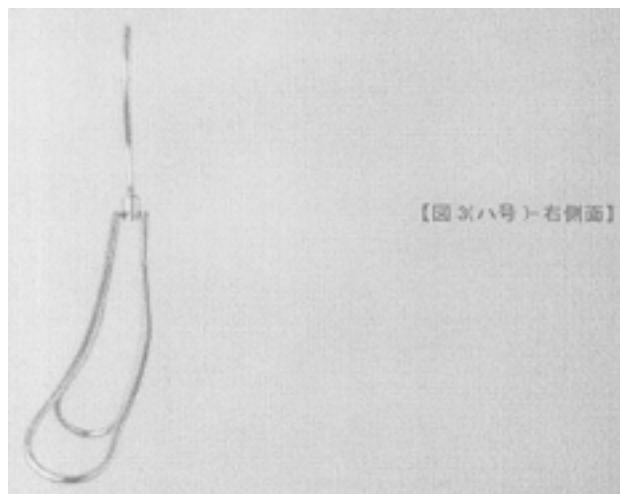
【図 1】



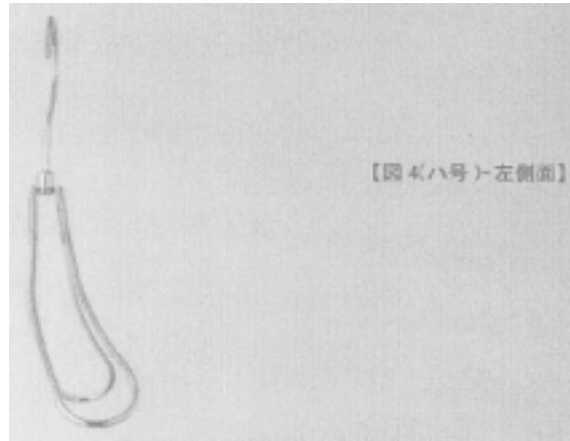
【図 2】



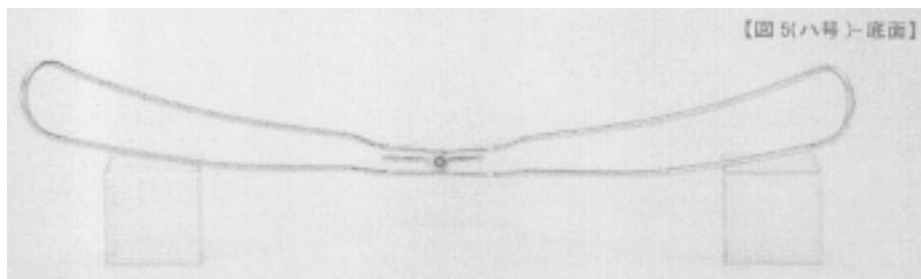
【図 3】



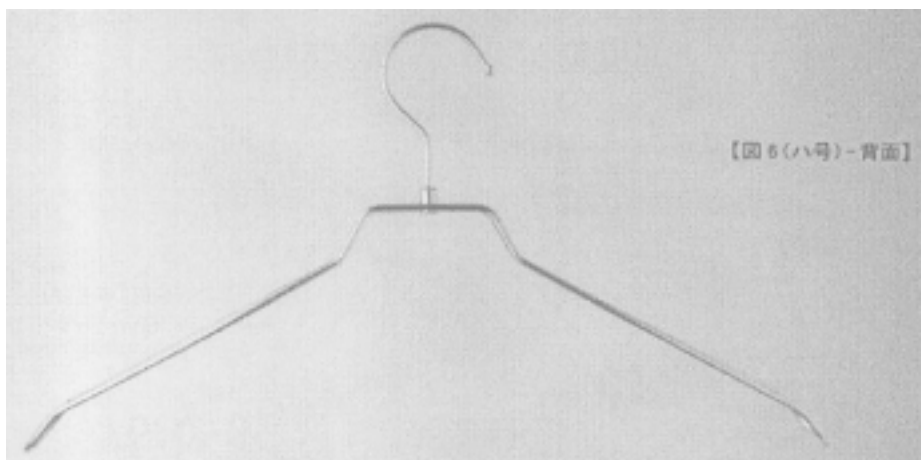
【图4】



【图5】



【图6】



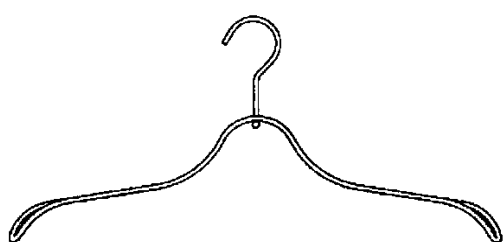
【公知意匠 1】

意匠登録第 8 7 8 6 8 3 号 意願 平 2 - 3 9 0 4 3

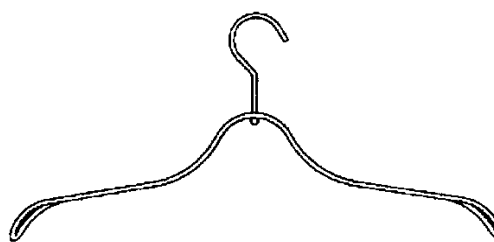
出願 平 2 ( 1 9 9 0 ) 1 1 月 2 0 日

登録 平 5 ( 1 9 9 3 ) 6 月 2 9 日

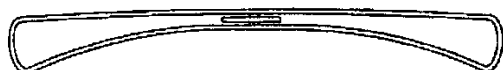
正面図



背面図



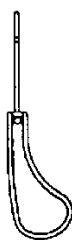
平面図



底面図



左側面図



右側面図



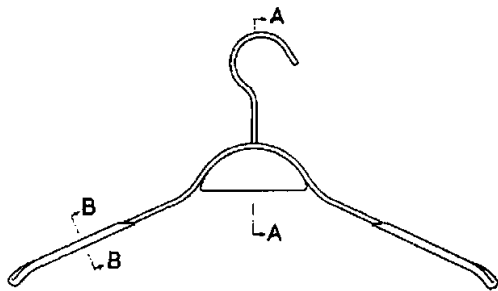
【公知意匠 2】

意匠登録第 1003927号 意願 平7 - 18348

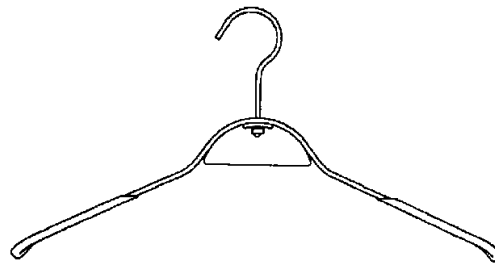
出願 平7 (1995) 6月28日

登録 平9 (1997) 11月21日

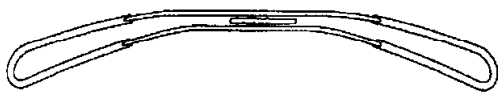
正面図



背面図



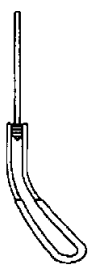
平面図



底面図



左側面図



右側面図



A-A線拡大端面図



B-B線拡大端面図

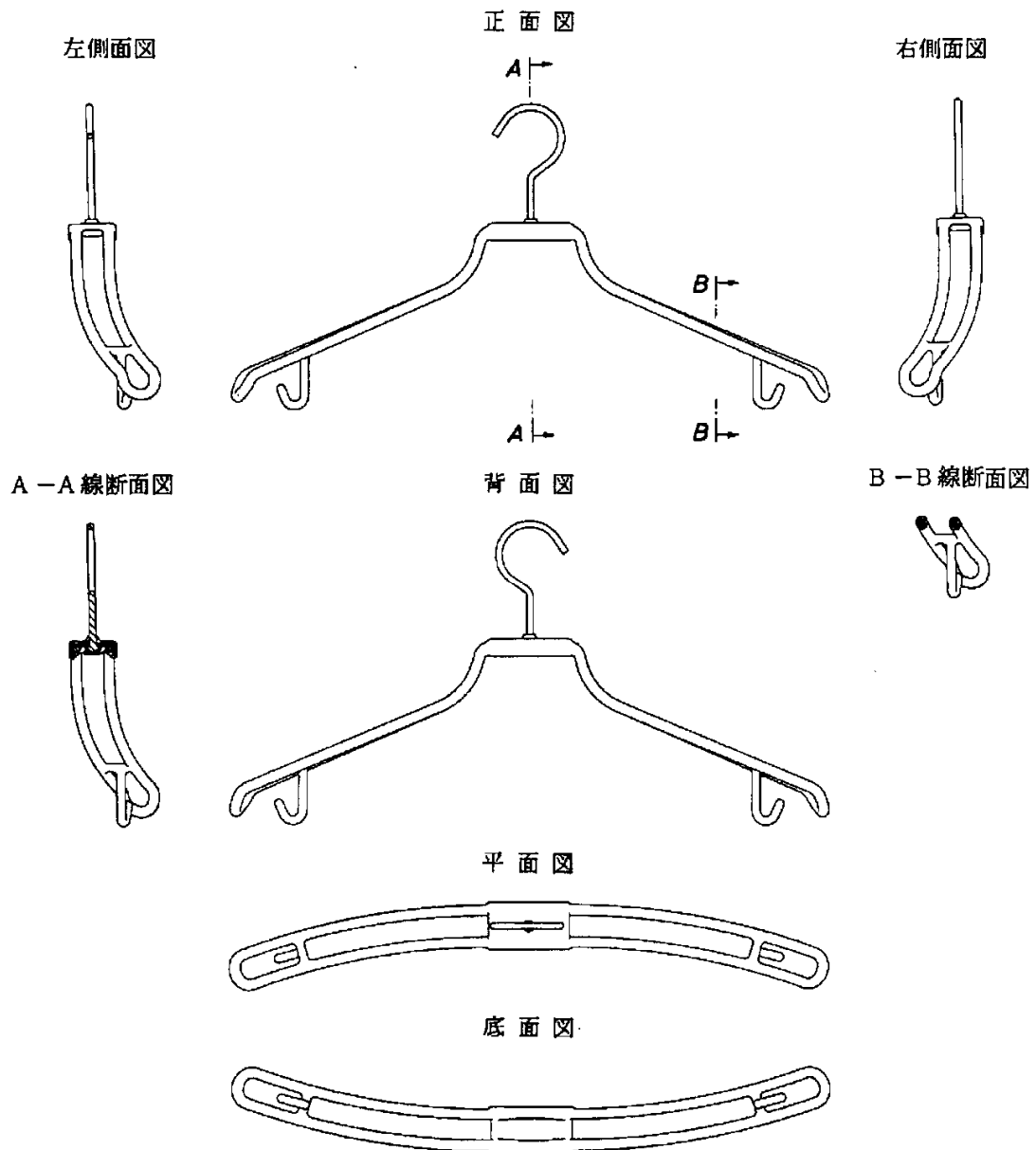


【公知意匠3】

意匠登録第809666号 意願 昭63-22952

出願 昭63(1988) 6月 9日

登録 平2 (1990) 11月30日





【公知意匠 4】

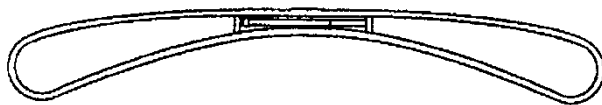
意匠登録第 1 2 9 2 5 5 3 号 意願 2 0 0 5 - 2 6 4 3 4

出願 平 1 7 ( 2 0 0 5 ) 9 月 1 3 日

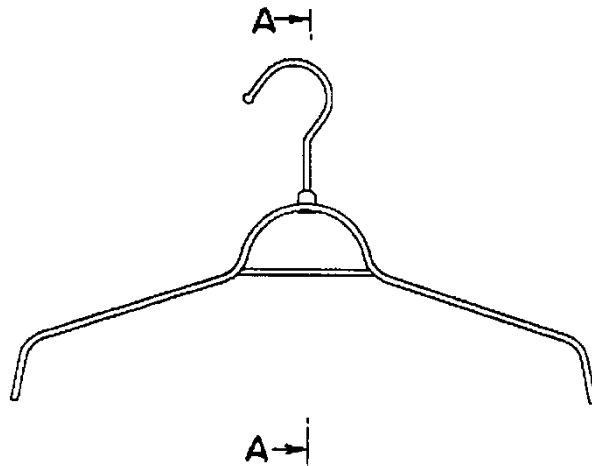
登録 平 1 8 ( 2 0 0 6 ) 1 2 月 2 2 日

【図面】

【平面図】



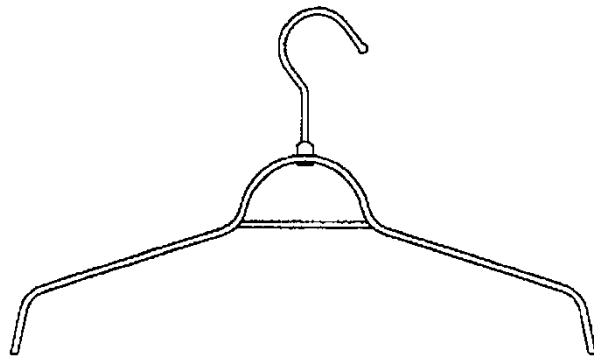
【正面図】



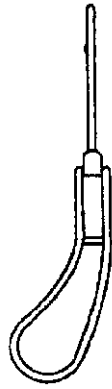
【底面図】



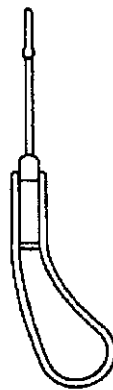
【背面図】



【右側面図】



【左側面図】



【A-A線拡大断面図】

